

議案第 85 号

川崎市多摩休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市多摩休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市多摩休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例

川崎市多摩休日夜間急患診療所条例（平成 6 年川崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（診療日及び診療時間）

第 4 条 診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。

診療科目	診療日	診療時間
内科	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 (3) 12 月 30 日から翌年の 1 月 4 日までの日（前号に掲げる日を除く。）	午前 9 時から午後 5 時まで及び 午後 7 時から午後 11 時まで
	上記以外の日	午後 7 時から午後 11 時まで

小児科	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月30日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）	午前0時から午前6時まで、午前9時から午後5時まで及び午後7時から午後12時まで
	上記以外の日	午前0時から午前6時まで及び午後7時から午後12時まで

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

年末年始における診療所の診療時間を変更するため、この条例を制定するのである。